

視察報告書

群馬県高崎市、埼玉県熊谷市、埼玉県草加市

令和 7 年 2 月 4 日(火)～2 月 6 日 (木)



草加市役所 正面玄関前

松阪市議会 市民クラブ

令和7年2月14日

松阪市議会議長 中島 清晴 様

松阪市議会 市民クラブ 楠谷さゆり

令和7年2月4日(火)から2月6日(木)の間、行政視察を実施しましたので下記のとおり報告いたします。

【I】群馬県高崎市「まちなか商店リニューアル助成事業補助金について」

日 時: 令和7年2月4日(火) 13:30~15:00

場 所: 群馬県高崎市役所

参加者: 東村佳子、橋大介、楠谷さゆり、

担当者: 高崎市商工観光部商工振興課 課長 宇津木 金刀 様

高崎市商工観光部商工振興課 課長補佐 野澤 厚志 様

高崎市議会事務局議事録課 調査広報担当係長 早川 公子 様

1. はじめに

松阪市議会会派「市民クラブ」では、高崎市が実施している「まちなか商店リニューアル助成事業補助金」について行政視察を行った。この事業は、高崎市内で商業を営む方や新規に開業を予定する方を対象に、店舗改装や備品購入費用の一部を助成する制度である。平成25年度に開始され、令和5年度までに600件以上の申請があるなど、地域経済の活性化に大きく貢献していると評価された。本視察を通じて、事業の実施状況やこれまでの成果を学び、松阪市の商業振興施策の検討に資する情報を得ることを目的とする。

2. 市概要

高崎市は群馬県の中核市であり、商業・観光・交通の拠点として発展した。中心市街地の活性化を目的とした支援事業が積極的に行われており、商店街の魅力向上や商業環境の整備が進められている。

3. 観察の目的

(1)高崎市の商業振興政策の具体的な内容と運用方法の理解

「まちなか商店リニューアル助成事業補助金」の申請条件や補助内容、審査基準を確認し、事業の運用実態を把握する。

(2)制度が地域経済に与えた影響の把握

事業開始から現在までの申請件数や総補助額、経済効果を通じて、市内経済の活性化にどのような成果があったのかを分析する。

(3)松阪市における商業振興施策への応用可能性の検討

高崎市の成功事例を参考にしつつ、松阪市の実情に合った施策の検討材料とする。

4. 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金の概要

この事業は、高崎市内で商業を営む方、または新規開業を予定する方が店舗改装や店舗専用備品の購入を行う際に、その費用の2分の1(上限100万円)を助成する制度である。開始年度は平成25年度で、令和5年度現在600件以上の申請があり、総補助額は37億円にのぼる。助成対象は、店舗の内外装改装工事、店舗専用備品の購入などである。

5. 経済効果

市の補助金37億円に対し、市内事業者が行ったリフォーム事業の総額は約84億円であり、助成制度を通じ、市内経済の活性化に大きく貢献している。商店街の魅力向上や新規出店の促進にも寄与し、地域全体の商業環境が改善した。

6. 所感

本事業は、平成25年度に創設され、令和5年度時点で累計600件以上の申請を受けています。新規出店や既存店舗の改装を支援する制度として、市内事業者から高い関心を集め、安定した利用件数を維持していることが特徴である。開始から12年の間に、総額37億円の補助金が交付された。店舗の内外装工事や設備投資に対して助成が行われているが、補助金は経費の一部を支援するものであるため、申請者は費用の半額を自己資金で負担する必要がある。これまでに助成を活用した店舗改装や設備投資の総額は約84億円に達しており、市内の建築業者や設備業者などの関連産業にも波及効果をもたらした。市が投入した37億円の補助金が、市内経済に84億円の経済効果を生み出していることからも、事業が

地域経済の活性化に大きく寄与していることが明らかである。具体的には、改装をきっかけに新規顧客の増加や売上の向上を実現した店舗も多く見受けられ、事業者からも「店舗の魅力が向上した」「経営の安定につながった」といった声が寄せられている。こうした成功事例が口コミや事業説明会を通じて広がり、さらに多くの事業者が助成制度を活用する流れが続いている。松阪市の商業振興施策を検討するうえで有益な情報を得ることができ、今後の議会活動に生かしていきたい。

【Ⅱ】埼玉県熊谷市「太陽光発電設備の規制に関する条例について」

日 時：令和7年2月5日（水） 10:00～11:30

場 所：埼玉県熊谷市議会委員会室

参加者：東村佳子、橋大介、楠谷さゆり、

担当者：熊谷市環境部環境政策課副課長 柳澤 吉伸 様

熊谷市環境部環境政策課係長 高橋 英樹 様

熊谷市環境部環境政策課主事 金子 周平 様

1. 熊谷市の概要

埼玉県熊谷市は、東京都心から 50～70 キロメートル圏に位置し、新幹線を利用すれば東京からわずか 40 分の距離である。ほぼ平坦で荒川や利根川の水に恵まれた肥沃な大地と豊かな自然環境を有し、その区域は南北に約 20 キロメートル、東西に約 14 キロメートルで、面積は 159.82 平方キロメートルとなっている。人口は、令和7年 1 月 1 日現在約 19 万人と埼玉県で 9 番目であるが、やや減少傾向にある。第 65 回日本統計年鑑によると、快晴日数は 64 日と日本一である。また、スポーツタウンとしてラグビーやマラソン大会をはじめとして、スポーツ人口の増加とスポーツ施設の充実にも努めている。熊谷ラグビー場はラグビーワールドカップ 2019 の開催会場として選ばれた。

2. 視察の目的

地域に太陽光発電パネルが林立するようになって景観が悪い、災害の際に崩落することがないか不安である等の意見を松阪市民から聞くことがしばしばある。近隣の市町でも太陽光発電施設の設置を抑制する条例の制定に向けて動きはあるが、松阪市にはそのような意

思はないように思われる。抑制する条例が無い地方自治体が大手事業者の標的にされやすいとの専門家の意見もあり、すでに太陽光発電施設の設置に関する条例を制定している地方自治体は全国で 290 を超えている。条例を制定した市の一つである埼玉県熊谷市はどのようなプロセスを経て条例制定に至ったのか、また残る課題はあるのかを視察して、松阪市の環境を守る参考にしたいと考える。

3. 「熊谷市太陽光発電設備の適切な設置等に関する条例」の目的と概要

発電出力の合計が10kw 以上の太陽光発電設備(建築物の屋根等に設置するものは除く。)を設置する場合に、その設備の設置、維持管理等に関する必要な事項を定め、災害の発生を防止し、良好な環境及び景観の保全に寄与することを目的とする。

概要としては、

- ①地域住民からの設計計画の理解が得られるよう、事業者に対して「説明会の開催」を義務付けた。
- ②設備の設置を抑制する区域を定め、環境へ配慮し適した場所へ設置するよう事業者に求める。
- ③事業計画に対して懸念がある場合には、必要に応じて市や自治会等の関係団体が事業者と協定を締結し、その履行を求める。
- ④適正な設置基準を設け、災害を予防し自然環境等を保全するよう事業者に求める。
- ⑤適正な維持管理を定め、設備や地域の安全を確保し、災害が発生した場合には、速やかに対応するよう事業者に求める。
- ⑥設備の修理及び廃棄費用等を積み立て、計画的に運営するよう事業者に求める。

4. 条例制定の経緯

平成 28 年 12 月に埼玉県が「太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の雛形を策定したことを受け、施設設置の際の環境配慮とトラブル回避を目的として、各市町村で雛形を例にガイドラインの制定が進んだ。熊谷市でも平成 31 年 4 月からガイドラインを施行し設置に関する届出の提出を受けていたが、設置に関する指針が曖昧であったことから内容の見直しを図り、事業地周辺への事業周知、廃棄計画の策定とその費用の確保、廃止後の土地利用と生活環境等への影響配慮を求めるなどの文言を盛り込んだ。さらに、令和 2~3 年度には、市ガイドライン制定前に再エネ電子申請がなされた事業地の実態調査として、合計

600 件を超える事業地の現地確認を行い、設置状況や周知看板の有無を調べ、周知看板やフェンスが無いなどの 100 件を超える不具合が認められた事業地については、連絡がついた約 60 件の事業主への対応の依頼をした。市ガイドラインでは事業地の周辺 20m 範囲の居住者及び土地・家屋の所有者を対象として、個別訪問やポスティングを業者が行い事業計画を周知していたが、工事に関する騒音などの苦情を発端とした近隣トラブルがしばしば見受けられることから、熊谷市全体として対応を検討するべく太陽光の設置に関係性がある部署を集め対応について協議を行った。その結果、条例により規制を行うのが一番有効ではないか、また市長からも条例化を検討するよう指示があったことから条例化に向けて動き始めた。

5. 抑制区域

- ①土砂災害警戒区域
- ②地滑り防止区域
- ③砂防指定地
- ④急傾斜地崩壊危険区域
- ⑤洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域
- ⑥河川区域及び河川保全区域
- ⑦保安林の区域
- ⑧農用地区域内の農地、甲種農地及び第1種農地
- ⑨鳥獣保護区
- ⑩指定区域として指定する廃棄物が地下にある土地
- ⑪重要文化財、登録有形文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地及び史跡名勝天然記念物の指定地
- ⑫県指定有形文化財、県指定史跡名勝天然記念物の指定地及び県指定旧跡の指定地
- ⑬市指定有形文化財及び市指定記念物の指定地

⑭県自然環境保全地域の普通地区

⑮自然公園の区域

6. 今後の課題

除草作業については法的に規定されていないことから、努力義務となっており、事業者がどの程度の対応するのかが不透明。市としては事業計画に記載された内容を遵守するよう業者に求めるが、さらに地元の人から相談が寄せられた際には、対応について検討するよう依頼する。事業地の管理など不適切な事案については、国で通報用の専用サイトを設けていらっしゃるが、こちらの指導に応じない場合や連絡先が未記載な設備に対しては、専用サイトへ情報提供を行い国の担当者から指導される場合がある。廃棄についても事業者が計画通りに廃止に関する手続きを覚えているか不安がある。どのように対応できるのか課題として考えている。跡地についても、事業者が土地を所有している場合は放置される可能性がある。また、地上権の期限付き利用契約をした土地の場合、土地所有者へスマーズに土地が返還されるか、放置されることはないのかも不安材料である。

7. 質疑応答

Q: 自然環境に配慮するよう条項があるが、条例制定後にそれでも抑制する区域に設置したいという事業者はあるのか。

A: 事業者の問い合わせは今のところ無い。土地所有者からの相談はあるが説明すると取り止めている。

Q: 条例制定の際の関係部局は。

A: 環境部環境政策課以外に、都市計画、危機管理、市民活動推進など 15 の課が関わった。

Q: 条例の施行前に工事が完了している発電所について、条例の規定が適用されるのはどのような点か。

A: 設備の完成前に行う手続きは条例の適用はしないが、運用開始後の手続きに関しては条例の適用を受ける。つまり、第 16 条(廃止の届出)、第 17 条(地位の継承)、第 18 条(事業者が所在不明になった場合等)。

Q: 不適切案件の情報提供フォームの効果は。

A:改善につながっている。国の担当部署からの指導で、市の職員の指導より効力は高いと考えている。

8. 所感

松阪市は三重県のガイドラインがあるという理由で条例制定の意欲が感じられないが、熊谷市は埼玉県のガイドラインだけでは設置に関する指針に曖昧な部分があるとして、市長からも条例化するよう指示があったという。市民だけでなく行政執行部にも危機感があり、その気持ちの共有が実を結んだようである。実際に、条例制定の前に多くの労力を割いて、市ガイドライン制定前に再エネ電子申請がなされた事業地の実態調査として合計 600 件を超える事業地の現地確認を行ったことには感服する。設置状況や周知看板の有無を調べ、周知看板やフェンスが無いなどの 100 件を超える不具合が認められた事業地については、連絡がついた約 60 件の事業主への対応の依頼をしたというが、つまり 40 件は連絡がつかなかつたという事実がある。そのような現実を踏まえ、松阪市でも太陽光発電施設設置に関する条例を急ぐべきだと考える。太陽光発電設備設置を抑制するというよりは、災害の発生の防止、良好な環境及び景観の保全に寄与することを目的とすれば、条例の制定は当然のことだと思われる。

【III】埼玉県草加市「そうかりノベーションまちづくり事業について」

日時: 2月 6 日(木) 10 時~12 時 30 分

場所: 草加市役所(座学)、旧日光街道(現地)

参加者: 東村佳子、橘大介、楠谷さゆり、中島清晴

対応: 草加市役所

草加市自治文化部 産業振興課 自治文化部参事兼産業振興課長 山田 賢治 様

草加市自治文化部 産業振興課 課長補佐 森田 直希 様

草加市議会事務局 事務局長 武田 一夫 様

草加市議会事務局 書記 吉田 光善 様

1. 草加市の概要

草加市は埼玉県の東南部に位置する施行時特例市に指定されている市。面積は 27.46 平方キロメートル、人口 251,992 人（令和 7 年 1 月 1 日現在）。草加市は綾瀬川沿いに広がる草加松原を誇り、江戸時代には宿場町として栄え、おくのほそ道にも草加という地名が登場する。東京都足立区と隣接しており、高度経済成長の波を受け、急速な人口増、東武鉄道の駅を中心に大規模な宅地開発がすすめられた。草加せんべい発祥の地として知られている。

2. 草加リノベーションまちづくりの取り組み

①リノベーションまちづくりとは

まちのことをよく知り、自分のやりたいことを活かしながら、地域経営課題の解決を目指し、今ある地域資源を活用し、志ある市民によるまちの新たな魅力となるコンテンツの創出を通して『ほしい暮らしは自分でつくる』を実践すること。市民自らの活動による新たなコミュニティの創出がまちへの愛着、共感の輪を広げ、さまざまな取り組みが絡み合い、まち全体の魅力が高まっていく取り組み。

②リノベーションまちづくりの 4 つの特徴

○今あるものを活かし、新しい使い方をしてまちを変えるから収益性が高くスピードが早い。

○民間主導でプロジェクトを興して行政が支援する民間主導公民連携のカタチ。

○遊休不動産という空間資源と地域資源を活かして民間自立型プロジェクトを興し、地域を活性化させ、都市地域課題を複合的に解決する。

○経済合理性を追求するから補助金に頼らない。

③なぜ草加市ではリノベーションまちづくりを推進することになったのか

東京のベッドタウンとして繁栄してきた草加市には「市内で楽しむ場所がない」「寝るだけに帰るまちに愛着がない」「職場も買い物する場も遊ぶ場もすべて市外」という住民が増え、まちの存続の課題となり、子どもに誇れるまちを残したい思いから始まった。

○地元に対する愛着の差から市民間、世代間、市民と学生におけるコミュニティ不足

○行政サービス需要の増加、それに伴う歳出増加を支える「公共不動産の利活用の必要性」

○行きたい店、交流する場、ライフスタイルに合わせた働く場等都市型産業の不足

○アクセスの良さから周辺都市に生活の豊かさを求め、寝に帰るだけのまちとなった

④そうかりノベーションまちづくり構想

空間資源×産業・文化・歴史資源×人的資源を掛け合わせ「暮らしのスタイルを創る 10 のコンテンツ」を生み出し、快適な暮らしのスタイルの創造を目指し、検討委員会に多くの市民が参画し公民一体となって作成。総合戦略及び産業戦略の主要施策として位置づけられ、公民連携の体制で検討し策定。この構想を具現化し、地域の活性化を通じて「快適都市草加」の実現を目指す。

⑤そうかりノベーションまちづくり協議会

そうかりノベーションまちづくり構想を実現するため、検討委員会の委員を中心に 2016 年 5 月 20 日に設立される。リノベーションスクールから生まれた家守会社等やまちづくりに共感する人などが加入、相互に協力しながらまちづくりを進めている。

⑥リノベーションまちづくりのエンジン「リノベーションスクール」とは

参加費 15,000 円を支払った 40 歳以下のさまざまな立場のスクール参加者が 6 人ほどのユニットを組み、それぞれ公共空間や遊休不動産、実際の自分のやりたいビジネスプラン等を題材に講師陣のアドバイスを受けながら 3 日間で地域経営課題を解決する。他人事でなく自分事として事業計画を真剣に作成し、最終日に地域の方々や不動産オーナーに事業化を前提に公開プレゼンを行う「短期集中実践型スクール」方式。地域に必要なサービス、まちで暮らす人々が豊かになるビジネス、まちに面白い人が集まる仕組みなどを検討し、事業計画の実現を目指す。

◎まちの学校という全国の成功事例を聞く講演会を開催し、まちづくりに興味のある熱意のある若者を事前にスクールにスカウトし、プレーヤーとなってもらうよう職員が人の開拓をしている。

◎リノベーションスクールは創業支援ではなく、まちの未来を真剣に考えて提案する場として位置づけている。半径 200m の小さなエリア旧街道沿いに絞ってまず 1 店舗から変化をおこし、周りに派生していく究極のまちのリノベーション。市民の熱意、志と収支のそろばん、まちに対する熱い思いとそれを実現させる具体的な収支計画が特に大切。

⑦スクール対象物件とリノベーション物件

スクール参加者から生まれた 11 店舗と派生から生まれた 14 店舗がある。土地のものを使ったこだわりの食堂等、顔のみえる経済循環が生まれる。

⑧そうかりノベーションまちづくりは

知らない土地で一人創業するのと違い、ユニットで繋がった信頼できる仲間がいる安心、オープン前にファンがいる安心は他にはないスクールで学ぶよさ。人と人をつないでいくこと、信頼関係を築いて仲間を増やしていくこと、その仲間とともに「自分たちのほしい暮らしは自分たちで作っていくこと」が好循環となり、顔のみえる関係がまちで暮らす楽しみを増やし、まちに暮らすことが好きになる。

3. 所感

「リスクを覚悟して挑戦する市民が財産」といきいきと話されるリノベーション担当職員さん。最初の 1 店舗目から順にまわりに派生していった手応えを誇らしく熱く聞かせていただきました。大事なことは志のある市民のやりたいことを行政にしかできないことで全力サポートすること、ともに同じビジョンを描き伴走していくこと、と結ばれました。「何もないまち、その思い込みをぶっ壊せ！」「ほしい暮らしは自分たちでつくる」この尖ったキャッチフレーズにあるように、これまでとは一味も二味も違うまちづくり、今回の学びをぜひ松阪にも活かせれば、と熱く思いました。



高崎市議会議場にて



熊谷市議会議場にて